

令和4年度 第21回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和4年4月21日（木）午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 11人

3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員

6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員

9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員

13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 3人

1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 12番 原田 昌二委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 西 好朗委員 石原 武美委員

推進委員 奥 武史委員 大橋 悟委員

7 議事日程

日程第1 議案第103号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第104号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第105号 非農地証明申請について

日程第4 議案第106号 農用地利用集積計画の決定について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子

主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春

9 農林振興課職員

農林振興課副課長 小笠原 徹 主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第21回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。既に送付をさせていただいております次第に基づきまして、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき、進めていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、座って進めさせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第21回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、3番の前田由記夫委員と4番の奥藤康正委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5の「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第103号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位204番の提案理由の説明を、地元委員の大森委員が欠席ですので、隣接の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。大森委員に代わりまして、204番の説明をさせていただきます。

●●さんの田につきまして、●●さんが長年、耕作をされていたということで、この際、●●さんのほうに無償移転したいということで申請がありました。●●さんにつきましては、若い息子さんもおられまして、農業の手伝いもされているということで、今後、継続して耕作が営まれるというように推察します。それから、審議案件資料に全て適合しておりますので、許可相当だと思います。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位205番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員が欠席ですので、隣接の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、原田委員に代わりまして説明させていただきます。

受付順位205番の航空写真をご覧ください。申請地は市御堂の海鮮せんべいの店舗東側に位置する●●番地の案件でございます。●●番地は地目、田で、面積が804平方メートルの案件で、●●さんは隣接しております●●番地の田を所有されておりました、このたび、1枚全部をといたしますか、所有するということになりました。

審査案件資料をご覧ください。受付順位206番の譲受人、●●さんは奥さんと2人で米と野菜の●●を経営されております、個人経営ですけれども。したがって、1号要件につきましては、自宅から近距離であり、農機具等は全て所有されております。また、個人であるため、2号要件、3号要件も該当いたしません。4号要件は、従事日数はご夫婦合わせてですけれども、年間600日ということになっております。5号要件の下限減面積は21,424平方メートルで適合しております。6号要件は非該当で、7号要件につきましても適合しております。何の問題なく許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、206番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。206番の説明をさせていただきます。添付しております206番の地図をご覧ください。申請地は大月西信号から粟鹿方面に3つ目の交差点を北に行き、4枚目の畑でございます。譲受人の●●さんは●●氏より無償で譲り受けることになりました。●●氏は所有地を1町歩近く全て耕作されており農業経験も豊富であります。農業機械をトラクター、田植機、除草機を所有されております。周辺への影響も特にございませぬ。よって、3条第2項各号に適合するため、この案件は許可相当だと考えられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位207番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。受付順位207番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山町高田区の田の連坦する一帯にありますが、航空写真では場所が分かりにくいですが、写真の右上に一部ですが建物も写っておりまして、その建物が南但クリーンセンターでございます。その左側が円山川となっております。したがって、南但クリーンセンターの川を挟んだ西側にあるとご理解いただけたらと思います。今回の申請地は地番●●の畑と、それから地番●●の田の2筆となります。

申請案件資料の207番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。今回の申請地の譲渡人である●●氏はもともと高田区の住民で、30年ほど前に田を相続しましたが、居を姫路市に構えており、これまで長年にわたって他人に維持管理を依頼してこられました。今後の維持管理のことを考え、ぜひ所有する田畑を買ってほしいと譲受人の●●氏に話があり、有償の譲渡の話がまとまりました。譲受人の●●氏は過去に農業委員を歴任され、16年ほど前から認定農業者として、航空写真に写っております一帯を中心におよそ2町歩の水田耕作等を行っておられます。また、営農計画や農地に関する誓約書も添付されておりますし、補足ですが、総会案件の136で●●氏は自宅前の進入路がない使い勝手の悪い田の譲り受けを申請し、許可されましたが、先月、去年の農地パトロールを兼ねて見ていきますと、申請地への進入路を新設し、ビニールハウスも2棟、新規設置しまして、営農準備を進めておられました。このようなことも鑑み、今回の申請は許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位204番から207番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明はございますか。

○西委員 失礼します。4月6日の午後、事務局2名と石原会長、それから奥委員、大橋委員で現地調査をいたしました。地元委員がご説明されたとおりで問題ないかと思えますし、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○石原会長 それでは、皆さんのほうからこの件につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位204番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位205番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位206番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位207番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第104号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位209番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。209番の航空写真をご覧ください。東河地区の一番奥になります、白井地区でございます。申請者の●●さんは親子関係になります。今度、申請地に新しく家を新築しようということで、申請地の隣接地に親の家があるということです。4月の1日に●●委員さんとともに●●行政書士から説明を受けました。白井地区の同意書も添付されており、それから審議資料等、問題ないかと思えます。なお、資金面等の計画もきちっとされておりまして、新築の住宅が建つことと思われます。以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○石原会長 受付順位209番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の奥委員のほうから補足説明はございますか。

○奥委員 失礼いたします。去る4月6日、委員4名、事務局2名、計6名で現地調査をいたしました。地元委員さんの説明どおり、何ら問題ないと思えます。審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 皆さんのほうからこの件につきまして、ご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位209番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第105号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位210番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。議案第105号、非農地証明交付申請の承認についてのうち、受付順位210番の提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、航空写真7枚目の受付順位210番をご覧ください。申請地は国道312号線に面した農地で、生野交差点を姫路方面へ約30メートル進んだ位置に入り口があります。申請地4筆の所有者は神戸市に在住の●●さんで、地目は1筆が畑、残りの3筆は田となっています。当該農地は昭和61年4月頃から、正規の手続を行うことなく、所有者の●●氏が駐車場として造成したもので、現在まで、国道を挟んだ東側にある株式会社●●さんが職員駐車場として利用されています。

それでは、申請案件審査資料、2枚目裏面、受付順位210番をご覧ください。審査資料に記載のとおり、朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第4条第1項第4号に規定の、非農地となってから20年以上経過していること、違反転用に対する処分対象となっていないこと、農振農用地でない土地であること、これら全ての要件を満たしているとともに、現況から見ても非農地相当であると思料いたします。また、地元区長の証明も提出され、あわせて、始末書も提出されていることから、特に問題はないと考えます。慎重審議よろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位211番及び212番、2件の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。航空写真の211番、212番、同様の図面でありますけれども、211番の図面で説明をいたします。

右側の国道312号線、これを南進、生野方面に向かって進んでいきますと、多々良木の交差点ございまして、このささゆりホールに通じとるわけでありますけれども、円山川の橋を渡っていただいて、すぐに右手に見えてまいります土木建築用の骨材プラントがありますので、そこにこれらの申請地があるということでございまして、そのことをまずご了解をいただきたいと思えます。211、212番、それぞれ先ほど言いましたように、骨材プラントの敷地内に存しているというように代理人からお聞きしまして、●●委員と現地確認を行いました。昭和52年から骨材プラントとして稼働しておりまして、代理人の説明の際に使用された資料を基に位置を推定する以外に方法はございませんでした。骨材プラントの設備の真下にあるような図面も添付されておりますが、その辺りに私どもが確認に立ち

入るということについては若干難しい面もございましたので、代理人が提出をされました、法務局の登記情報サービスの地図に準ずる図面、それによりましてこれらの3筆がここにあるというような、いわゆる推認でありますけれども、そういう形を取らせていただくより方法はございませんでした。非農地証明の交付申請の必要性については、代理人の説明によりますと、現況と合致させるためというような理由でございました。当時からの今日までの経過については、始末書が提出されておりますので、現認、推認になりますけれども、ご審議をよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位210番から212番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の大橋委員のほうから補足説明はございますか。

○大橋委員 失礼します。4月6日に現地調査を行いまして、地元委員さんが先ほど説明されてましたとおり、問題ないと思います。補足説明は特にございません。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

これにつきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問ございませんか。

西村委員、どうぞ。

○西村委員 210番についてお聞きします。このたびのこの駐車場に違反転用されているってというのは、どういう経過かお分かりになりましたか。

○石原会長 楠委員さん、よろしいですか。

○楠委員 本人からの申請書類、それに基づいて手続がされていないと。当然、農地ですので、所定の手続をして造成なりをするべきところでありますけれども、されてないということで、私はそのように申し上げました。

○西村委員 どういう経過で判明したのか。

○楠委員 ちょっと判明の経過は聞いておりませんが、私、この場所は昔からよく知っていますけれども、先ほど言いましたように61年4月からずっと駐車場として●●さんが使われておりまして、当初は砂利と申しますか、土でしたけれども、今、写真で見てもらって分かるように、舗装も何年か前にされて、駐車区画もしっかりとされているということで、判明の経緯については、私ちょっと分かりませんが、推測でしか言えませんけれども、地籍調査等の何らかの理由によって分かったのではないかなというように思います。

○石原会長 この件は違反転用というような形ではなく、非農地証明願で上がってきてチェックした。現地を調べていたら、その時点で、転用された時点でも分かっておって、問題にしたら違反転用ではないかというようなことも出たと思います。20年以上経過、それまで問題にならずに過ぎた経過があって、今になったという状況にあると私は理解したんですけどね。

○西村委員 いや、非農地証明の大部分が20年たっていればええやろうっていう考え方があまりにも多過ぎるので、ちょっとそこをチェックしただけです。以上です。

○石原会長 西村委員言われるように、現地確認した時点で既にもう何十年も経ってますので、今さら法的にはどうの言わないということで、やむを得ないという判断をしたという経過だと思います。

そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、採決を取らせていただきます。

受付順位210番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位211番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位212番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第106号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、西委員と細見委員が議案第106号の関係者でありますことから、退席を求

めます。

それでは、審議を続けます。議案第106号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 農林振興課の小笠原です。

農林振興課職員に異動がございまして、今後、農業経営基盤強化法の利用権設定につきましては、隣におります福富から説明をさせていただきます。本日は4月の総会ということで、初めてでございますので、私から説明をさせていただきたいと思っております。

資料は7ページから15ページになります。初めに、7ページの資料についてですが、こちらも初めての総会での議案提出になりますが、こちらの資料のほうに数字が反映されておりませんので、資料の修正をさせていただいて、正しいものを送付させていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

資料の12ページのほうをご覧いただきたいのですが、資料12ページの下から9番目の●●さん、それから●●さん、この方につきましては、使用貸借権の最大の期間であります20年ということで利用権設定がされておまして、資料7ページの概要の欄にこの部分がシステム上、反映されなくなっておりまして、本日気がついたもので、その分を付け加えたもので資料の概要を説明させていただきます。

7ページになりますが、田の面積が156,505平方メートルになります。筆数が112筆、それから畑が18,391平方メートル、筆数16筆、合計が174,896平方メートル、筆数が128筆、利用権の設定を受ける戸数が31戸で、利用権を設定する戸数が71戸でございます。71戸の農家さんから31戸の農家さんに農地が集積されるということになっております。

その下の2の表になりますが、設定する利用権の概要でございます。使用貸借権が161,888平方メートル、筆数が117筆でございます。賃貸借権、これが使用料の掛かるものですが、11筆、13,008平方メートル、利用権の終期につきましては、令和5年までの終期のものが5筆、6,966平方メートル、令和6年までのものが10,573平方メートル、8筆、令和7年のものが10,419平方メートル、8筆、令和8年までのものが926平方メートル、1筆、令和9年までのものが117,878平方メートル、86筆、令和10年までのものが11,275平方メートル、9筆、それから、令和14年までのものが15,566平方メートル、10筆、それと令和24年までのものがこの表の中に抜け落ちてまして、1筆で1,293平方メートルとなっております。

8ページから12ページまでにつきましては、それぞれ個々の契約の内訳を掲載しております。こちらの表につきましては、間違いはございません。

続きまして、13ページになりますが、こちらにつきましては、借手の集積した面積及び筆数を掲載しております。

14ページから15ページにつきましては、農地の所有者、貸し手さんのほうの農地の氏名とどなたに貸したかという一覧になっております。

先ほども申しましたが、使用貸借権では20年が最大でございます、賃貸借権でしたら50年が最大となっております。今回、非常に多くの利用権設定が出てきましたが、この案件につきましては、全て令和4年3月31日で利用権が切れまして、それを更新するものでございまして、新たな利用権設定というのは発生しておりません。以上で説明を終わらせていただきます。7ページの資料につきましては、正しいものをすぐに作成しまして、皆様にお送りさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○石原会長 ただいま担当課からの説明がございました。

この件につきまして、ご意見なりご質問ございますか。

修正資料がまた担当課から送られるそうでございます。

特にないようですね。

それでは、議案第106号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、西委員、細見委員、お戻りください。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶いただきます。

○西職務代理者者 〈閉会挨拶〉

(午後3時00分終了)